那須塩原市農業委員会

第１４回総会議事録

令和３年８月２５日（水）

那須塩原市役所

西那須野支所３００会議室

1. 開催日時：令和３年８月２５日(水) 午後１時３０分～ 午後３時５分

2. 場　　所：那須塩原市役所 西那須野支所３００会議室

3. 出席委員：１２名

会長	３	君島　良一	委員	１９	島田　晴子
会長職務代理者	２	加藤　拓央	〃	２０	竹村　文祥
委員	１	石﨑　清			
〃	４	松本　誠治			
〃	９	大田原　重夫			
〃	１０	田渕　徹			
〃	１３	髙瀬　和夫			
〃	１４	松本　忠太			
〃	１７	槌江　栄作			
〃	１８	渡辺　秀一			

4. 欠席委員：８名（５番 金田廣衛委員、６番 木下久雄委員、７番 三本木直人委員、８番 秋元　誠委員、１１番 菊地寿行委員、１２番 藤田一郎委員、１５番 室井孝美委員、１６番 江連節男委員）

5. 議事録署名人の指名：４番 松本誠治委員、９番 大田原重夫委員

6. 議　　事

1) 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
2) 議案第２号　農地法第５条の規定による許可処分の取消願いについて
3) 議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について
4) 議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
5) 議案第５号　農業振興地域整備計画の変更について（編入関係）
6) 議案第６号　農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）
7) 議案第７号　非農地証明願いについて
8) 議案第８号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について

7. 事務局職員

事務局長　田代 宰士　　主事　葛生 裕昭
局長補佐兼農政係長　村松 隆
農地係長　佐藤 博之

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長　ただ今より、那須塩原市農業委員会第１４回総会を開会いたします。
今回の欠席委員は、金田廣衛委員、木下久雄委員、三本木直人委員、秋元　誠委員、菊地寿行委員、藤田一郎委員、室井孝美委員、江連節男委員です。
これは、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためのものがほとんどです。
在任委員２０名、出席委員１２名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。
次に「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は那須塩原市農業委員会総会規則第１９条第２項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。
総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、議席番号４番松本誠治委員と、９番大田原重夫委員を指名いたします。
議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号１番について、田渕　徹委員の報告を求めます。

田渕　徹委員　議案第１号、番号１番について報告します。
農地に賃借権を設定する申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
調査は、８月１６日、午後３時頃、申請地で申請人から行いました。
申請地は、那須塩原市立豊浦小学校の西側に隣接しています。
借受人の経営状況は、田の自作地を約１０ヘクタール、借入地として約１７ヘクタール、畑を６０アール耕作しています。機械の所有は、トラクター３台、田植機１台、コンバイン１台その他となっています。
申請地の耕作予定は、すべて田の予定です。
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。
番号１番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号１番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので 、田渕　徹委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１番については許可することに決しました。
番号２番について 、大田原重夫委員の報告を求めます。

大田原重夫委員　議案第１号、番号２番について報告します。
農地に賃借権を設定する申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
調査は、８月１８日、午前１０時３０分頃、申請地で申請人から行いました。
申請地は、那須塩原市立青木小学校より東へ約５００メートルに位置しています。

借受人の経営状況は、借受人は現在市内に居住しており、申請地において約２０アールのニンニクの他、産直向けの野菜を作付けし、トラクター、管理機等を所有しています。
申請地の耕作予定は、ニンニク、こごみ、とうもろこし、ベリーなどの作付けを予定しています。
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。
番号２番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号２番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので 、大田原重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。
番号３番について、竹村文祥委員の報告を求めます。

竹村文祥委員　議案第１号、番号３番について報告します。
農地を売買する申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
調査は、８月１３日、午後３時頃、申請人宅で申請人から行いました。
申請地は、那須塩原市立南小学校より東へ約８００メートルに位置しています。
譲受人の経営状況は、自作地６．２ヘクタール、借受地２０ヘクタール、水稲２６ヘクタールを作付けしています。トラクター３台、コンバイン１台、乾燥機２台を所有しています。
申請地の耕作予定は、引き続き水稲を作付けする予定です。
申請に至った経緯は、譲渡人はすでに譲受人に耕作を依頼していました。譲渡人は高齢となり、規模縮小を考えていたところ、譲受人に農地として引き続き使ってもらうことを考え、譲ることにしたということです。
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。
番号３番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号３番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、竹村文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号３番については許可することに決しました。
番号４番について、髙瀬和夫委員の報告を求めます。

髙瀬和夫委員　議案第１号、番号４番について報告します。
農地を売買する申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
調査は、８月１７日、午前１１時頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立金沢小学校より南へ約１キロメートルに位置しています。
譲受人の経営状況は、水稲１６０アール、畑１１アール、じゃがいも、ネギ、カボチャ等を作り、トラクター１台を所有しています。
申請地の耕作予定は、じゃがいも、ネギ、カボチャ等を作る予定です。
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。
番号４番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号４番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、髙瀬和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号４番については許可することに決しました。
番号５番について、島田晴子委員の報告を求めます。

島田晴子委員　議案第１号、番号５番について報告します。
農地を売買する申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
調査は、８月１９日、午前１０時頃、申請地で申請人から行いました。
申請地は、那須塩原市立旧金沢小学校跡地より南東へ約１．５キロメートルに位置しています。
申請に至った経緯は、申請地は、父の実家の田であり３０年以上隣接の自己所有の田と一体化して耕作しており、譲渡人も譲受人も高齢となったため所有権を明確にしておいた方が良いということで譲り受けることとなりました。
譲受人の経営状況は、自己所有田１２０アールと借入田５０アールに水稲を耕作し、畑２９アールに梅を栽培しています。田植え、稲刈り作業は委託し、トラクター、コンバイン等の大型農機は所有していません。妻と共に年間１５０日農作業に従事しています。
申請地の耕作予定は、水稲を耕作する予定です。
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。
番号５番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号５番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、島田晴子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号５番については許可することに決しました。
番号６番について，槌江委員の報告を求めます。

槌江栄作委員　議案第１号、番号６番について報告します。
農地の共有持ち分を取得するための売買申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。
調査は、８月１９日、午前１１時３０分頃、申請地で申請人から行いました。
申請地は、接骨木公民館より北東へ約９００メートルに位置しています。
譲受人の経営状況は、花木を約１４ヘクタール、農機具はトラクター１台、バックホー１台、トラック２台、軽トラ２台等を所有しています。農作業従事者は、申請人と妻と息子の３名、それにパートでシルバー人材等を利用しています。
申請地の耕作予定は、面積の２分の１については、譲受人の所有する隣接の花木畑と一体的に利用する予定となっており、残りの２分の１については譲渡人が引き続き、隣接の田と一体利用する計画となっています。
調査の結果、申請地は今後も引き続き農地として利用されることは確実です。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。
番号６番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号６番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、槌江栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号６番については許可することに決しました。
次に、議案第２号「農地法第５条の規定による許可処分の取消願いについて」を議題といたします。
番号１番について、松本誠治委員の報告を求めます。

松本誠治委員　議案第２号、番号１番について報告します。
農地転用許可を取り消す願い出です。
願い出内容は議案書記載のとおりです。
願い出地は、那須塩原市立三島小学校より北へ約１００メートルに位置しています。
現地調査は、８月２３日、午後０時４０分頃に行いました。
願い出人は、願い出地を一般住宅とするため、令和３年６月２５日付けで、５条許可を共有名義で取得し着手する予定でしたが、譲受人の内の一人の健康状態が芳しくなく、新たな住宅建設を断念したため、許可を取消したいとのことです。
現地を確認しましたが、許可となった事業は未実施の状況であるため、取り消しは可能であると判断いたしました。
番号１番の願い出は、地元調査員・調査班とも取り消し相当として、報告いたします。

議長　報告が終わりました。
番号１番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、松本誠治委員の報告は取消相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１番については取消を承認することに決しました。
次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題と

いたします。
番号１番及び２番について、松本誠治委員の報告を求めます。
松本誠治委員　議案第３号、番号１番について報告します。
申請人は、平成１３年１２月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、新たな承継人及び事業計画により、宅地分譲として転用するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、ＪＲ西那須野駅より西へ約１キロメートルに位置しています。
現地調査は、８月２３日、午前１１時２０分頃に行いました。
変更の理由は、当初計画人は、申請地に娘のために一般住宅を新築する計画でしたが、娘が亡くなり事業を遂行できずにいたところ、承継人より分譲地として利用したいとの申し出があり、今回の申請に至りました。
調査の結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。
番号１番の申請は、地元調査員・調査班とも変更相当として報告を終ります。
議案第３号　番号２番について報告します。
申請人は、平成２０年６月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、新たな事業計画により一般住宅として転用するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、西赤田自治公民館より南東へ約５００メートルに位置しています。
現地調査は、８月２３日、午前１１時２０分頃に行いました。
変更の理由は、当初計画人は、申請地に一般住宅を建築する計画でしたが、仕事の都合で転勤になり事業を遂行できずにいましたが、那須塩原市に戻り生活も安定したため、今回の申請に至りました。
調査の結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。
番号２番の申請は、地元調査員・調査班とも変更相当として報告を終ります。
議長　報告が終わりました。
まず、番号１番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、松本誠治委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１番については変更することに決しました。
次に、番号２番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので 、松本誠治委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号２番については変更することに決しました。
番号３番について　松本忠太委員の報告を求めます。
松本忠太委員　議案第３号　番号３番について報告します。
申請人は、令和２年９月に砂利採取の一時転用として許可を取得しましたが事業完了とならず、事業計画の変更により、許可期間の延長をするための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、戸田調整池より北へ約５００メートルに位置しています。
現地調査は、８月２０日、午前１１時２５分頃に行いました。
変更の理由は、申請地において一時転用許可を取得し砂利採取の事業を遂行していましたが、栃木県大田原土木事務所から代行掘削依頼を受けている別の現場について、作業が予定より遅れており、運搬に係るダンプカーの手配ができないことで、許可期間内に申請地の農地復元を完了することが困難であるため、三か月の期間延長申請に至りました。
調査の結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。
番号３番の申請は、地元調査員・調査班とも変更相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号３番について質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、松本忠太委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号３番については変更することに決しました。
番号４番について、松本誠治委員の報告を求めます。

松本誠治委員　議案第３号、番号４番について報告します。
申請人は、平成１２年８月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、新たな承継人及び事業計画により一般住宅として転用するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、栃木県立那須特別支援学校より南東へ約１００メートルに位置しています。
現地調査は、８月２３日、午後０時２０分頃に行いました。
変更の理由は、当初計画人は、申請地に一般住宅を新築する計画でしたが、勤務していた事業所の閉鎖により転勤することになり、事業を遂行できずにいたところ、承継人より一般住宅として利用したいとの申し出があり今回の申請に至りました。
調査の結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。
番号４番の申請は、地元調査員・調査班とも変更相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号４番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので 、松本誠治委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号４番については変更することに決しました。
番号５番について、石﨑　清委員の報告を求めます。

石﨑　清委員　議案第３号、番号５番について報告します。
申請人は、令和２年１月に農地転用許可を取得しましたが、当初の土地利用計画を変更する必要が出てきたことからの変更申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、横断道路塩原那須線折戸交差点より南へ２００メートル西側に位置しています。

現地調査は、８月２３日、午前９時５０分頃に行いました。
変更の理由は、工事の着手に向け起工測量を実施したところ測量誤差があり、調整池と進入路が計画どおりに配置できないことが判明したため今回の申請に至りました。なお、許可を受けた農地部分の変更はなく、事業区域についても変更はありません。
調査の結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。
番号５番の申請は、地元調査員・調査班とも変更相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号５番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、石﨑　清委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号５番については変更することに決しました。
次に、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号１番について、松本誠治委員の報告を求めます。

松本誠治委員　議案第４号、番号１番について報告します。
売買により、宅地分譲をするための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市西那須野公民館より北西へ約３００メートルに位置しています。
現地調査は、８月２３日、午前１１時２０分頃に行いました。
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の第一種中高層住居専用地域であるため、立地基準上問題ありません。
申請に至った経緯は、申請地周辺は宅地となっており、道路の整備状況も良いことから、宅地分譲に最適と考え申請に至りました。
事業計画は、申請地に８区画の宅地を造成する内容となっています。
上下水道は市の施設を利用し、雨水は雨水浸透槽処理とします。
周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号１番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、松本誠治委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１番については許可することに決しました。
番号２番について、石﨑　清委員の報告を求めます。

石﨑　清委員　議案第４号、番号２番について報告します。
売買により、資材置場を整備するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立西小学校より北へ約１．７キロメートルに位置しています。

現地調査は、８月２３日、午前１０時３０分頃に行いました。
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。
申請地以外の申請地周辺の土地ではその目的が達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。
申請に至った経緯は、申請人は建築業を営んでおり、現在無償で利用している資材置場が土地売却の為利用できなくなり、今後も継続的に事業を行う上で資材置場の確保が急務であるため、今回の申請に至りました。
事業計画は、申請地に資材置場を整備する内容となっています。
上下水道は使用せず、雨水は敷地内地下浸透処理とします。
周囲に現況の畦畔を残し、土砂及び雨水の流出を防止します。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号２番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、石﨑　清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。
番号３番、４番及び５番について、石﨑　清委員の報告を求めます。

石﨑　清委員　議案第４号、番号３番、４番及び５番について報告します。
これは同一敷地内で分筆している申請であるため同時報告といたします。
地上権の設定により、太陽光発電のための変電所を建設するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、アグリパル塩原より東へ約２キロメートルに位置しています。
現地調査は、８月２３日、午前１０時５分頃に行いました。
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。
申請地以外の申請地周辺の土地ではその目的が達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。
申請に至った経緯は、隣接に保安林や住宅などが点在しており、変電所を建設するには一定の広さの土地が必要なことから、農地を転用する計画となり今回の申請に至りました。
事業計画は、申請地に太陽光発電のための変電所を建設する内容となっています。
上下水道は使用せず、雨水は敷地内地下浸透処理とします。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
まず、番号３番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》

無いようですので、石﨑　清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号３番については許可することに決しました。
次に、番号４番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、石﨑　清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号４番については許可することに決しました。
次に、番号５番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、石﨑　清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号５番については許可することに決しました。
番号６番及び７番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太委員　議案第４号、番号６番について報告します。
売買により、住宅敷地を拡張するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市役所本庁舎より北西へ約１２００メートルに位置しています。
現地調査は、８月２０日、正午頃に行いました。
申請地の立地状況は、都市計画法上の準住居専用地域であるため、立地基準上問題ありません。
申請に至った経緯は、譲受人の敷地全部に建物等が建っているため、庭等が狭く大変不便を来していました。以前から譲渡について相談していたところ、今回快く承諾が得られた為に今回の拡張申請に至りました。
事業計画は、申請地に住宅敷地を拡張する内容となっています。
上下水道は使用せず、雨水は敷地内地下浸透処理とします。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。
議案第４号、番号７番について報告します。
売買により、一般住宅を建築するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市役所本庁舎より北へ約１キロメートル及び那珂川河畔公園より西へ約３００メートルに位置しています。
現地調査は、８月２０日、午前１０時４０分頃に行いました。
申請地の立地状況は、周辺農地の広がりが１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。
申請地以外の申請地周辺の土地ではその目的が達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。
申請に至った経緯は、譲受人は５人で妻の実家に居住していますが、今後子供の成長に伴い家

財等も増えてきますので、手狭になり将来のことを考え、また申請地は交通の利便も良く住環境も良く住宅を建築する場所としては最適と考え今回の本申請に至りました。
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理後宅地内浸透とします。
雨水は 敷地内地下浸透処理とします。
周囲にコンクリートブロックの設置および縁石を施工し、土砂及び雨水の流出を防止します。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
まず、番号６番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号６番については許可することに決しました。
次に、番号７番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので 、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号７番については許可することに決しました。
番号８番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太委員　議案第４号、番号８番について報告します。
使用貸借により、一般住宅を建築するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立豊浦小学校より北へ約２００メートルに位置しています。
現地調査は、８月２０日、午前９時１０分頃に行いました。
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の第１種住居地域であるため立地基準上問題ありません。
申請に至った経緯は、譲受人は申請地隣接の実家にて５人で居住していますが、近いうちに家族が増える予定もあり、現在の家では手狭になるため、今後の生活を考え現在の家の隣接地に新しい住宅を建てる目的で今回の本申請に至りました。
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。
周囲に土羽等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号８番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号８番については許可することに決しました。
番号９番について　島田晴子委員の報告を求めます。

島田晴子委員　議案第４号、番号９番について報告します。
売買により、一般住宅を建築するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、ＪＲ那須塩原駅より北へ約１．５キロメートルに位置しています。
現地調査は、８月２０日、午後０時３０分頃に行いました。
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の第２種住居地域であるため、立地基準上問題ありません。
申請に至った経緯は、申請者は現在市内のアパートに家族３人で暮らしていますが、子供の成長と共にアパートでは手狭になり、自宅を新築する計画を立てました。那須塩原駅周辺に土地を探していたところ、通勤、通学に利便性があり住環境として最適な土地であるところが見つかり、地目が農地であったため今回の申請に至りました。
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号９番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、島田晴子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号９番については許可することに決しました。
番号１０番について、松本誠治委員の報告を求めます。

松本誠治委員　議案第４号、番号１０番について報告します。
売買により、一般住宅を建築するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、栃木県立那須特別支援学校より南東へ約１００メートルに位置しています。
現地調査は、８月２３日、午後０時２０分頃に行いました。
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。
本件は既存集落に接続した住宅の建築であるため、立地基準上問題ありません。
申請に至った経緯は、平成１２年に一般住宅を目的として転用許可済となっておりましたが、やむを得ない事情により目的が果たせていないため、申請地を再度一般住宅として転用するものです。
事業計画は、一般住宅を建築する内容となっています。
水道は市の施設を利用し、汚水排水等は合併浄化槽で処理します。
雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

周囲に土羽及び盛土を施工し、土砂及び雨水の流出を防止します。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号１０番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、松本誠治委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１０番については許可することに決しました。
番号１１番について、石﨑　清委員の報告を求めます。

石﨑　清委員　議案第４号、番号１１番について報告します。
売買により、工場敷地を拡張するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市役所西那須野支所より南西へ約１．６キロメートルに位置しています。
現地調査は、８月２３日、午前１１時４０分頃に行いました。
申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がりが１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。
本件は既存の敷地面積の２分の１を超えない範囲での敷地拡張となる計画ですので、不許可の例外に該当し、立地基準上問題ありません。
申請に至った経緯は、申請地に工場敷地を拡張し、鋼材置場、大型トレーラーの搬入路の整備をするめ、農地転用の申請に至りました。
事業計画は、工場敷地を拡張する内容となっています。
水道は市の施設を利用し、雨水は雨水処理槽を設置します。
周囲に土止めコンクリートを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号１１番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、石﨑　清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１１番については許可することに決しました。
番号１２番及び１３番について、島田晴子委員の報告を求めます。

島田晴子委員　議案第４号、番号１２番について報告します。
売買により、宅地分譲をするための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市役所より西へ約２００メートルに位置しています。
現地調査は、８月２０日、午後１時頃に行いました。
申請地の立地状況は、都市計画法上の第一種住居地域であるため、立地基準上問題ありませ

ん。
申請に至った経緯は、申請者は市内末広町において不動産業を営んでいます。コロナ禍の中、今年度後半以降少しでも経済効果が得られるよう宅地造成計画を立て、小、中学校が近いなどの利便性の良い当該申請地が見つかり、地主との折り合いもついたため申請に至りました。
事業計画は、申請地に３区画の宅地を造成する内容となっています。
上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員調及び現地査班としては許可相当として報告を終ります。
議案第４号、番号１３番について報告します。
贈与により、社会福祉施設として障害者のためのグループホームを建築するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市役所より北へ約１．４キロメートルに位置しています。
現地調査は、８月２０日、午前１０時５５分頃に行いました。
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の第一種住居地域であるため、立地基準上問題ありません。
申請に至った経緯は、申請者は、かねてから社会的弱者に対し自分でも何か役に立ちたいと考えてきましたが、このほど申請地の３/４を所有していた当地に、１/４を所有している父から所有権を譲り受け、隣接する申請人所有の宅地と合わせて、精神障害者、知的障害者の為のグループホームの開設を計画し申請に至りました。
事業計画は、申請地にグループホームを建築する内容となっています。
上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。
周囲に化粧ブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
まず、番号１２番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので 、島田晴子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１２番については許可することに決しました。
次に、番号１３番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので 、島田晴子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１３番については許可することに決しました。
番号１４番について、島田晴子委員の報告を求めます。

島田晴子委員　議案第４号、番号１４番について報告します。
売買により、一般住宅を建築するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、下厚崎自治公民館より南東へ約３００メートルに位置しています。
現地調査は、８月２０日、午後０時４０分頃に行いました。
申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がりが１０ヘクタール以上となる区域内にあるので 第１種農地区分となります。
本件は既存集落に接続した住宅の建築であるため、立地基準上問題ありません。
申請に至った経緯は、申請者は現在市内アパートに夫と二人で住んでいますが、共に教師で共働きであり、子供ができた時育児の環境等を考えて、夫の親の隣地に家を新築し将来に備える為申請に至りました。
事業計画は、一般住宅を建築する内容となっています。
水道は市の施設を利用し、汚水排水等は合併浄化槽及び三次処理槽で処理します。
雨水は敷地内を砂利敷きし、地下浸透処理とします。
周囲に小堰堤等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号１４番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので 、島田晴子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１４番については許可することに決しました。
《暫時休憩》

議長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。
議案第５号「農業振興地域整備計画の変更について（編入関係）」を議題といたします。
番号１番及び２番について、田渕　徹委員の報告を求めます。

田渕　徹委員　議案第５号、番号１番について調査結果を報告します。
農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。
変更の目的は農用地区域への編入です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、黒磯消防署より南へ約１５０メートルに位置しています。
調査は、８月２０日、午後０時２０分頃に行いました。
申請人は、農地の保全のため農用地に編入したいとのことです。
申請人の経営状況は、水稲約１．３ヘクタール、畑４．４アールを所有しています。水稲は利用権を設定し借手人が耕作をしている状態です。
申請地の利用予定としては、現況のまま水稲作付の予定です。
調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。
本申請は、地元調査員及び調査班としては変更相当として報告を終ります。
議案第５号、番号２番について調査結果を報告します。
農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。
変更の目的は農用地区域への編入です。

申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立日新中学校より北西へ約１．２キロメートル、あじさい橋の近くに位置しています。
調査は、８月２０日、午前９時２５分頃に行いました。
申請人は、農地の保全のため農用地に編入したいとのことです。
申請人の経営状況は、水稲４．９ヘクタール、イチゴ２０アール、キャベツ１．２ヘクタールを作付けしています。耕作機械の所有状況はトラクター４台、コンバイン１台、定植機２台他を所有しています。
申請地の利用予定としては、現在の水稲中心から畑作及びハウス栽培中心に変更を予定しています。申請地も同様に予定しています。
調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。
本申請は、地元調査員及び調査班としては変更相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
まず、番号１番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので 、田渕　徹委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１番については変更相当として市長へ回答いたします。
次に、番号２番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、田渕　徹委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号２番については変更相当として市長へ回答いたします。
番号３番について、渡辺秀一委員の報告を求めます。

渡辺秀一委員　議案第５号、番号３番について調査結果を報告します。
農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。
変更の目的は農用地区域への編入です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市鍋掛十字路より西へ約１キロメートルに位置しています。
調査は、８月２０日、午前９時４５分頃に行いました。
申請人は、農業用施設用地の指定のため農用地に編入したいとのことです。
申請人の経営状況は、本人、父、妹、弟、従業員２名の計６名で、乳牛２８０頭、育成牛１５０頭、水田６，０９２アール、畑１，１２５アールを耕作しています。トラクター１３台、コンバイン３台、乾燥機５台を所有しています。
申請地の利用予定としては、事業区域内を酪農施設用地として明確にし、将来にわたり保全管理をしたいと考え選定いたしました。
調査の結果、申請地は農業用施設用地として指定することが適当であると考えます。
本申請は、地元調査員及び調査班としては変更相当として報告を終ります。

議長　報告が終わりました。

番号３番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので 、渡辺秀一委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号３番については変更相当として市長へ回答いたします。
次に、議案第６号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題といたします。
番号１番について、田渕　徹委員の報告を求めます。

田渕　徹委員　議案第６号、番号１番について報告します。
申出内容は議案書記載のとおりです。
申出地は、那須塩原市立埼玉小学校より北へ約２キロメートル、農業試験場黒磯農場より南西へ約４００メートルに位置しています。
現地調査は、８月２０日、午前１１時４５分頃に行いました。
変更の目的は農用地区域からの除外です。
除外を必要とする理由は、申請人は、申請地の北側約４５０メートルの板室街道沿いに事務所兼車両置き場を持っていますが、手狭となり拡張が不可能なので、申請地に移転したいとのことです。
申請地は周辺農地の広がりが１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。
本件は住宅その他申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、既存集落（宅地）に接続した住宅兼事務所等の建築であるため、立地基準上問題ありません。
調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。
地元調査員及び調査班としては変更相当として調査報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号１番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、田渕　徹委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号１番については変更相当として市長へ回答いたします。
番号２番及び３番について、竹村文祥委員の報告を求めます。

竹村文祥委員　議案第６号、番号２番について報告します。
申出内容は議案書記載のとおりです。
申出地は、那須塩原市立大山小学校より南へ約７００メートルに位置しています。
現地調査は、８月２３日、正午頃に行いました。
変更の目的は農用地区域からの除外です。
除外を必要とする理由は、申出地周辺は交通量も多い主要幹線道路が通っていることから、今後の発展が大いに期待できる地域での貸店舗事業を行うため申請に至りました。
申請地は周辺農地の広がりが１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分とな

ります。
申請地以外の申請地周辺の土地ではその目的が達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。
調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。
地元調査員及び調査班としては除外相当として調査報告を終ります。
議案第６号、番号３番について報告します。
申出内容は議案書記載のとおりです。
申出地は、那須塩原市立西小学校より南へ約２００メートルに位置しています。
現地調査は、８月２３日、午前１０時４０分頃に行いました。
変更の目的は農用地区域からの除外です。
除外を必要とする理由は、今まで市内の借家に住んでいましたが、出産を機に実家に戻り同居することを考えましたが、生活様式の違いから別宅の建築を考えました。子供や両親の将来を考え相談したところ、隣接地の一部を譲り受けることを了承されたため、当該地に住宅の建築を予定する申請です。
申請地は周辺農地の広がりが１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。
本件は既存集落に接続した 住宅等の建築であるため立地基準上問題ありません。
調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。
地元調査員及び調査班としては除外相当として調査報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
まず、番号２番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、竹村文祥委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号２番については変更相当として市長へ回答いたします。
次に、番号３番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、竹村文祥委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号３番については変更相当として市長へ回答いたします。
番号４番及び５番について、竹村文祥委員の報告を求めます。

竹村文祥委員　議案第６号、番号４番について報告します。
申出内容は議案書記載のとおりです。
申出地は、那須塩原市立西小学校より北へ約１．８キロメートルに位置しています。
現地調査は、８月２３日、午前１０時４０分頃に行いました。
変更の目的は農用地区域からの除外です。
除外を必要とする理由は、申請人は現在市内のアパートに家族４人で住んでいますが、子供の成長に伴い居住スペースが手狭になってきたため、条件の合う土地を探していたところ、祖父が所有する申請地が実家に近く、農業の手伝いもできることから今回の申請に至りました。

申請地は周辺農地の広がりが１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。
本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。
調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。
地元調査員及び調査班としては除外相当として調査報告を終ります。
議案第６号、番号５番について報告します。
申出内容は議案書記載のとおりです。
申出地は、那須塩原市立西小学校より北東へ約８００メートルに位置しています。
現地調査は、８月２３日、午前１１時頃に行いました。
変更の目的は農用地区域からの除外です。
除外を必要とする理由は、市内のアパートに暮らす孫に家族が増え、住宅建築用地を探しており、近くに住む息子宅に隣接した所有地を提供することとなり今回の申請に至りました。
申請地は周辺農地の広がりが１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。
本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。
調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。
地元調査員及び調査班としては除外相当として調査報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
まず、番号４番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので 、竹村文祥委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号４番については変更相当として市長へ回答いたします。
次に、番号５番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので 、竹村文祥委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号５番については変更相当として市長へ回答いたします。
番号６番について、竹村文祥委員の報告を求めます。

竹村文祥委員　議案第６号、番号６番について報告します。
申出内容は議案書記載のとおりです。
申出地は、那須塩原市立東小学校より西へ約３００メートルに位置しています。
現地調査は、８月２３日、午前１１時３０分頃に行いました。
変更の目的は農用地区域からの除外です。
除外を必要とする理由は、申請人は自動車販売及び損害保険の代理業を主として店舗の新築を計画しています。申請地が主要幹線道路として利便性が高い国道４００号線沿いにあり、自動車に関するあらゆるサービスの総合店舗として必要な面積と形状であることから今回の申請となりました。
申請地は、水道管、下水道管又はガス管のうち２種類以上が埋設されている沿道の区域であ

り、かつ、申請地から概ね５００m以内に２以上の教育施設、医療施設その他の公共施設等がある区域に位置する第３種農地であるため、立地基準上問題ありません。
調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。
地元調査員及び調査班としては除外相当として、調査報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号６番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので 、竹村文祥委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号６番については変更相当として市長へ回答いたします。
番号７番については、取り下げとなりましたので欠番となります。
番号８番について、渡辺秀一委員の報告を求めます。

渡辺秀一委員　議案第６号、番号８番について報告します。
申出内容は議案書記載のとおりです。
申出地は、鍋掛公民館より北東へ約１．１キロメートルに位置しています。
現地調査は、８月２０日、午前１０時５分頃に行いました。
変更の目的は非農地証明を前提とした農用地区域からの除外です。
除外を必要とする理由は、平成５年に納屋を新築し住宅敷地として利用し現在に至ります。
申請地は、２０年以上耕作されておらず、農地に復元することは困難であり農地法第２条に規定する農地には該当しないため、非農地証明の要件を満たしております。
調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。
地元調査員及び調査班としては変更相当として調査報告を終ります。

議長　報告が終わりました。
番号８番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので 、渡辺秀一委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号８番については変更相当として市長へ回答いたします。
次に、議案第７号「非農地証明願いについて」を議題といたします。
番号１番について、渡辺秀一委員の報告を求めます。

渡辺秀一委員　議案第７号、番号１番について報告します。
非農地証明の願い出です。
願い出の内容は議案書記載のとおりです。
願い出地は、下厚崎公民館より南東へ３００メートルに位置しています
現地調査は、８月２０日、午後０時４０分頃に行いました。
願い出地の現況は宅地となっており、２０年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。
証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第２条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長　報告が終わりました。

番号１番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので 、渡辺秀一委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号１番については証明することに決しました。

次に、議案第８号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案第８号についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書２０ページから２２ページが「利用権設定関係」の案件で７件、合計面積は１０５，７９６平方メートルとなります。

この内、２１ページからの４件、５９，６５０平方メートルが中間管理事業の対象となります。

続いて２３ページから２４ページが「所有権移転関係」の案件で４件、面積は９８，３２３平方メートル となります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第３項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答は決定として問題は無いと思われます。

議長　説明が終りました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第８号は原案のとおり決定しました。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、那須塩原市農業委員会第１４回総会を閉会いたします。